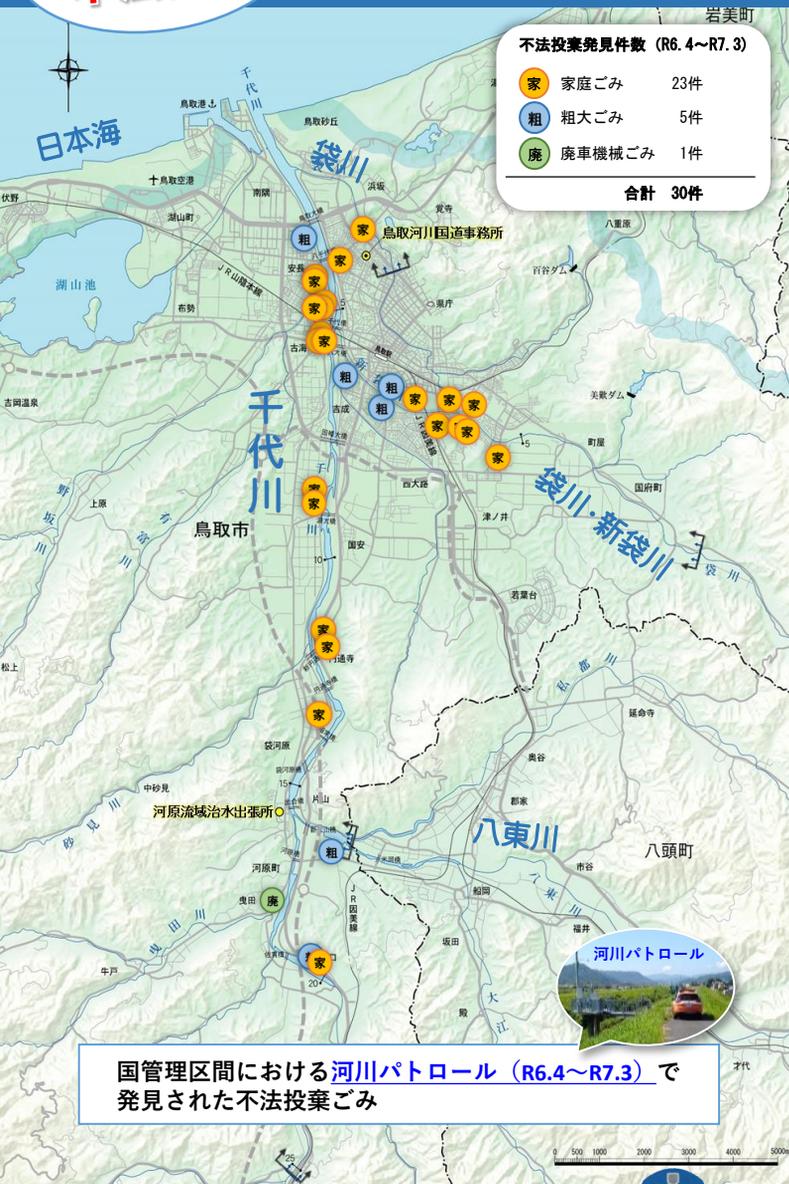


STOP!!
不法投棄

千代川ごみマップ

令和7年3月版(R6.4~R7.3)



不法投棄発見件数 (R6.4~R7.3)

● 家	家庭ごみ	23件
● 粗	粗大ごみ	5件
● 廃	廃車機械ごみ	1件
		合計 30件

大量のごみを捨てる極めて悪質な不法投棄が多数報告されています。



紙屑、プラスチックなど



家電、粗大ゴミなど



紙屑、生ゴミなど



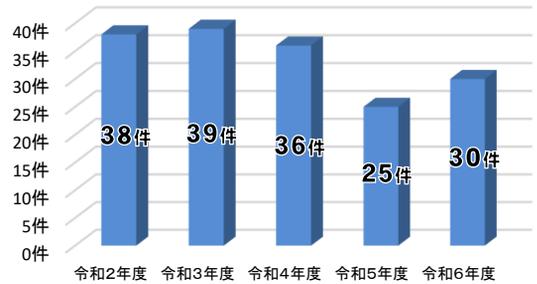
花火ゴミなど

※上記の写真は河川パトロールで発見されたごみの一部です。



不法投棄発見件数は減少傾向にあるものの、まだまだ多いのが現状です。

河川パトロールにおける不法投棄発見件数



国管理区間における河川パトロール (R6.4~R7.3) で発見された不法投棄ごみ

⚠️ 不法投棄は犯罪です



● 河川法 (河川法施行令第16条の4) ※一部抜粋

何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
河川区域内の土地に土砂、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨てること。

罰則：3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ※一部抜粋

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。(第5条)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。(第16条)

罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方

川に捨てられたごみは、川だけでなく流れ下って海も汚してしまいます



生態系への影響

不法行為を発見したらこちらまでお電話を



国土交通省 鳥取河川国道事務所

河原流域治水出張所
河川管理課

0858-85-0517
0857-22-8435